

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、翌
日)

目 次

◇告 示 鳥獣保護区の存続期間の更新(造林課)

告 示

鳥取県告示第五百八十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定により告示する。

平成二年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存 続 期 間	面 積
湖山地 鳥獣保 護区	鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場勢線の交点を起点とし、同点から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道と県道金沢伏野線との交点に至り、同県道と市道湖岸線との交点に至り、市道湖岸線を北方に進み、鳥取市伏野地内の同市道と県道伏野覚寺線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域	平成二年七月一日 から平成十二年十 月三十一日まで	一、一六〇 ヘクタール